

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

準備書面(4)

- 大津地裁大飯・高浜原発差止仮処分決定は住民の指摘を認めている -

平成26年(2014年)12月18日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河合 弘之

同 弁護士 井戸 謙一

同 弁護士 内山 成樹

同 弁護士 海渡 雄一

同 弁護士 青木 秀樹

同 弁護士 望月 賢司

同 弁護士 只野 靖

同 弁護士 白 日光

同 弁護士 兼 平 史

同 弁護士 中 野 宏 典

同 弁護士 金 裕 介

1 大津地裁決定とその意義

大津地裁（山本善彦裁判長）は、関西電力の高浜原発3、4号機（福井県高浜町）と大飯原発3、4号機（同県おおい町）の地震対策は不十分だとして、滋賀県の住民らが再稼働差止めの仮処分を求めている事件について、平成26年11月27日、住民らの申請を却下する決定をした（甲11。以下「大津地裁決定」という。）。

上記の各原発については、関西電力が平成25年7月、再稼働に向けて、規制委員会に対して新規制基準への適合性審査を申請し、原子力規制委員会が審査を進めているものである。

住民側は、差止めを求める理由として、若狭湾の周辺には多くの活断層があり、想定を超える地震や津波が起こる可能性が高いこと等を主張してきた。とりわけ、原発の耐震設計の基準となる基準地震動が上記の各原発において過小に評価されており、このまま再稼働がなされれば、福島原発事故と同じような事故が起き、琵琶湖が汚染され、住民の生命と健康に深刻な危険が生じると訴えてきた。

このような住民側の主張に対し、大津地裁決定は、同じような状況におかれていた川内原発について、原子力規制委員会の再稼働許可処分がなされているにもかかわらず、規制委員会が「いたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがた」として、保全の必要性を否定して申立てを却下した。これは、「本来あるべき理想の原子力規制委員会」という、架空の前提に立つ判断といわざるを得ず、その結論には極めて問題がある。

しかしながら、本件訴訟との関係においてより重要なことは、保全の必要性を

否定した理由及びその前提として認定した事実である。同決定は、上述のとおり保全の必要性がないとして住民側の仮処分申請を却下したものではあるが、その直接の根拠は、規制委員会が「いたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがた」く、再稼働が差し迫ったものではないから、というものである。

そして、規制委員会が再稼働を容認するとは考え難いとする根拠として、3つの点を挙げている。すなわち、①新規制基準における地震動想定には合理性がないのではないかと強い疑問に対して、電力会社が説明できていないこと、②田中規制委員会委員長も、新規制基準の合理性に疑問を呈するかのような発言をしていること、及び、③地元自治体等との役割分担や住民の避難計画等がなされておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ないこと、の3点である。これらは、いずれも住民側が原発の安全性に関して訴えてきた内容であり、大津地裁決定は、住民側の安全性に関する主張を受け入れたうえで、そのような問題が多数存在する現時点で、再稼働が許可されるとは到底考えられない、という論法によって、仮処分を却下したのである。

このように、大津地裁決定は、被保全権利の有無については直接判断していないが、実質的には、被保全権利の存在（再稼働によって住民らの人格権が侵害される危険性）を認めたに等しいものといえる。

以下、大津地裁決定の前提を確認したうえで、上述の3つの点について詳述する。

2 原発事故の取り返しのつかない重大性を明確に認めている

大津地裁決定は、その判断の前提として、「事故の重大な結果に照らせば、本件各発電所の再稼働後に、いったん重大な事故が発生してしまえば、文字通り、取り返しのつかない事態となり、放射能汚染の被害も甚大なものとなることが想定される」ことを認めている。

これは、平成26年5月21日の福井地裁大飯原発差止判決とも共通する、い

わば福島原発事故後の公知の事実といってよい。本件訴訟においても、何よりもまずこのような前提事実が明確に認識されるべきである。

3 ①新規制基準の合理性について電力会社が説明できていないことを認めている

前項記載の前提に立ったうえで、大津地裁決定は、冒頭に述べた3つの点を指摘する。すなわち、同決定は、①新規制基準の合理性について、関西電力が何ら説明を加えていないとし、新規制基準については、次のようにその合理性に疑問があることを示した。

すなわち、「自然科学においてその一般的傾向や法則を見いだすためにその平均値をもって検討していくことについては合理性が認められようが、自然災害を克服するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか。加えて、研究の端緒段階にすぎない学問分野であり、サンプル事例も少ないことからすると、着眼すべきであるのに捉え切れていない要素があるやもしれず、また、地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料における不十分さが払拭できないことなどにも鑑みると、現時点では、最大級規模の地震を基準にすることにこそ合理性があるのではないか。」と。

このうち、(i) 直近の、決して多数とはいえない地震を前提として地震動を評価することにどのような合理性があるのか、という点、(ii) 研究の端緒段階にすぎない学問分野で、サンプル事例が少ないことから、捉えきれない要素がありうる点、そして、(iii) 地中内部のことで視認性に欠けるために基礎資料の不十分さが払しょくできない点については、まさに大飯判決と共通する見方である。直近のこの二つの裁判例を踏まえれば、これらの点もまた、福島原発事故後、ほとんど常識といってよい確立された知見というべきである。

さらに、大津地裁決定は、大飯判決から一步進んで、(iv) 新規制基準が「その平均値をもって」検討していることを認めている。そして、「自然災害を克服

するため、とりわけ万一の事態に備えなければならない原発事故を防止するための地震動の評価・策定にあたって、直近のしかも決して多数とはいえない地震の平均像を基にして基準地震動とすることにどのような合理性があるのか」と、(v) 万が一にも事故を起こさないようにするという原発の安全性について、地震の平均像を基にして基準地震動を策定することに対して強い疑問を呈している。これは、浜岡原発訴訟や川内原発仮処分などにおいて、住民側が一貫して訴えてきたことを認めたものであり、画期的な判示である。

4 ②田中委員長の発言

第2に、大津地裁決定は、②田中俊一原子力規制委員会委員長が、原子力発電所の再稼働に関連して、「原発が新規制基準を充たすかどうかを審査するだけである、新規制基準への適合は審査したが安全だとは言わない」などと発言したことを踏まえ、当該発言は、「新規制基準の合理性に疑問を呈するものと言えなくもない」と述べる。

規制委員会の適合性審査は、原発の安全性を確保するための要であり、これについて委員会の長たる者が上述のような無責任な発言をすること自体、新規制基準の合理性に対する信頼性を強く疑わせる事情というべきである。

5 ③避難計画すら立てられていなければ再稼働はあり得ない

第3に、大津地裁決定は、③住民の避難計画にも言及し、「原発事故に対応する組織や地元自治体との連携・役割分担、住民の避難計画等についても現段階においては何ら策定されておらず、これらの作業が進まなければ再稼働はあり得ない」と判示した。

現実には、川内原発では、同様にほとんど有効な避難計画が立てられていないにもかかわらず規制委員会の再稼働許可がなされており、大津地裁決定の認定に反し、避難計画のない再稼働が行われようとしている。

6 再稼働が切迫すれば、司法はストップをかけるという決定

大津地裁決定は、このような3つの事実を指摘して、「このような段階にあって、同委員会（原子力規制委員会のこと）がいたずらに早急に、新規制基準に適合すると判断して再稼働を容認するとは到底考えがた」として、住民の訴えを却下した。

このように、同決定は、原発の安全性を認めたものでないことはもちろんのこと、原発の安全性確認があまりにも不十分であるとして、規制委員会が再稼働を容認するとは到底考えられないと述べたのであり、むしろ、住民の指摘をかなりの程度まで認めている決定であると評価することができる。大津地裁決定は、まさに被保全権利につき福井地裁判決と同様の認識に立っているからこそ、よもや規制委員会もこのような危険な原発の再稼働を早急に容認しないであろう、と判断したのである。

このような決定の趣旨からすれば、今より再稼働が現実のものとなったときには司法はこれを差し止めるべきだとする考え方を含んでいると理解することが許されるであろう。

福井地裁の大飯原発差止判決のレッド・カードに続いて、大津地裁は、原発の安全性にイエロー・カードを突きつけたのである。

以上